| 管理コード | 要望事項（事項名） | 該当法令等 | 制度の現状 | 求める措置の具体的内容 | 具体的事業の実施内容・提案理由 | 措置の分類 | 措置の内容 | 各府省庁からの検討要請に対する回答 | 再検討要請 | 提案主体からの意見 | 「措置の分類」の見直し | 「措置の内容」の見直し | 各府省庁からの再検討要請に対する回答 | 再々検討要請 | 提案主体からの再意見 | 再要望特定資料 | 「措置の分類」の再見直し | 「措置の内容」の再見直し | 各府省庁からの再々検討要請に対する回答 | プロジェクト名 | 提案事項管理番号 | 提案主体名 | 都道府県 | 制度の所管・関係府省庁 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 090010 | 小規模多機能型居宅介護事業所管理者要件の緩和 | 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第63条第6項、第64条第1項 | 小規模多機能型居宅介護事業所に専従・常勤の管理者を置かなければならないとされている。ただし、管理上支障が無い場合は、保険である場合（平成18年厚生労働省令第34号）第63条第6項、第64条第1項 | 現行において小規模多機能型居宅介護事業所管理者の兼務が認められているのは「指定認知症対応型共同生活介護、「指定地域密着型特定施設」「指定小規模密着型介護老人福祉施設」「指定介護療養型医療施設」の4事業所であるが、これに、同じ地域密着型サービスである「認知症対応型通所介護事業所」を加える。 | 医療保険法、介護保険法、児童福祉法、障害者自立支援法、老人福祉法等、「地域密着型サービス事業所」の指定に関する基準を定める省令、それぞれの事業所で定義される運営委員会の開催が重複することを避けて、一体的に運営されることが効果的である。また、地域密着型サービス事業所である「認知症対応型通所介護事業所」を加える。 | C | Ⅲ | 現行制度の現状は、小規模多機能型居宅介護の利用者が、居住の機能を持つ認知症対応型共同生活介護のサービスに移行してからも、なじみの関係を保てるよう、地域密着型サービスの3ち居住系サービスや施設系サービスに限って管理者の兼務を認めているものである。<br>ご提案のように、「認知症対応型通所介護」は、居住系サービスや施設系サービスと機能が異なるため、管理者が兼務に関しての要件を定めることは適当でない。<br>なお、提案理由にある運営委員会の実施については、市町村の判断に委ねられているところであり、特段の制限はなく、複数の事業所が一体的な運営委員会を設けることは現状でも可能である。 | 「なじみの関係」としながら、小規模多機能と居住系施設系サービスの連続性を保つことだけに限り、通所系からの規模多機能への連続性は無視されているのではないか、そもそもなぜ「居住系・施設系サービスに限って管理者の兼務を認めているものであり、通所系サービスに対して拡大することは適当でないのか。同居に対する抵抗がキキトである。「居住系」「通所系」という別(方)でなぜ「認知症対応」という別(方)は出来ないのか。同居を何度訴え続けても「現行制度が今ネックになっている」としか読み取れないので、構造改革特区の主旨に沿って再考をお願いしたい。 | 右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。 | 現行制度は、小規模多機能型居宅介護の利用者が、居住の機能を持つ認知症対応型共同生活介護等のサービスに移行してからも、なじみの関係を保てるよう、地域密着型サービスのうち、居住系サービス等の施設系サービスに限って管理者の兼務を認めているものである。<br>通所系サービスについては「拡張型の機能がないなど居住系サービスと機能が異なるため、管理者が兼務に関しての要件を定めることは適当でない。」例えば、管理者になるための研修等を受けることで責務が果たせるケアハウスの通いなどは、あわせて考えるべきではないかについて、あわせて再度検討し回答されたい。 | Ⅲ | 「なじみの関係」とは、小規模多機能型居宅介護事業所の利用者が、居住の機能を持つ認知症対応型共同生活介護等のサービスに移行してからも、なじみの関係を保てるよう、地域密着型サービスのうち、居住系サービス等の施設系サービスに限って管理者の兼務を認めているものである。<br>通所系サービスについては「拡張型の機能がないなど居住系サービスと機能が異なるため、管理者が兼務に関しての要件を定めることは適当でない。」<br>「なお、提案理由にある運営委員会の実施については、市町村の判断に委ねられているところであり、特段の制限はなく、複数の事業所が一体的な運営委員会を設けることは現状でも可能である。」<br>「なお、提案理由にある運営委員会の実施については、市町村の判断に委ねられているところであり、特段の制限はなく、複数の事業所が一体的な運営委員会を設けることは現状でも可能である。」<br>「指施設「なじみの関係」を理解することについては、小規模多機能型居宅介護は認知症対応型共同生活介護等の型だが、24時間365日サービスを提供するために、特に重要性が増すものである。<br>ただし、二種類の「居住サービス」を実施している通所事業者が散在することについては、「ダイヤモンドにおけるサービス提供実態に関する調査研究事業」の結果を見ていると思われるが、いずれにしても小規模多機能型居宅介護は「通所系」の「居住系」の機能はなく、小規模多機能型で実施されているものであり、そのサービスの質は担保されており、むしろ自治体においては問題視されているところである。 | | 100010100 | 医一商事株式会社 | 岩手県 | 厚生労働省 |
| 090020 | 要介護認定の有効期間の延長 | 介護保険法（平成9年法律第123号）第2条第1項・第3項、第33条第1項・第3項<br>介護保険法施行規則（平成11年厚生労働省令第36号）第38条第1項・第2項、第41条第2項、第50条第1項・第2項、第55条第2項 | 要介護・要支援認定の有効期間は、更新認定では7月から24ヶ月とされている。 | 要介護（要支援）認定に関し、現行、最大12ヶ月又は24ヶ月とされている更新申請に係る設定可能な認定有効期間について、これを最大48ヶ月に延長する。 | 要介護認定事務の適正化を図る観点から、更新申請に係る設定可能な認定有効期間について、現行の3～12カ月（新回要介護一今回要介護については24カ月）から3～48ヶ月に延長する。<br>申請件数が増加する中、人口オーナンスを背景に、要介護認定者は、一気に加速していくことが予想され、要介護認定事務は、客観的にサービス供給量を決定し、介護サービスの受給者の公平性を保証するために不可欠な仕組みであるが、人的及び財政的な制約下にある自治体にとって、利用者が必要とするサービス提供されるよう、継続的かつ安定的に要介護認定事務を実施していく観点から、制度の改善を図ることが各府省庁から。<br>継続調査別の介護度の変化、年齢別毎の平均介護度のデータでは、介護サービスの提供による身機能・ADL・生活機能の維持とともに、85歳以上の障で介護度は加齢とともに上がるが、75歳以上の障で介護度の変化は抑制の傾向が見られ、同一介護度の継続期間としては、24ヶ月が多いものの、48ヶ月もかなり長い数値を示している。<br>現行においても、急性期にある人はもちろんのこと、状態像に変化が予測されるケースに対し、要介護の見直しにかかわるあるためあるため、他の市町村と認定有効期間の取扱いに差異を設けることは、利用者、保険者双方にとって有意ではいる。 | 右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。 | C | Ⅲ | ○　介護保険制度における要介護認定は、給付の前提となるものであり、心身の状況等に即した要介護認定を適時適切に行うことにより、利用者に必要なサービスを提供するとともに利用者保護の観点から、適切な認定が求められる。<br>○　状態が安定している等の理由により長期間要介護状態区分が変化しないと認められる者については、平成23年度及び平成24年度の改正において、認定有効期間を延長したばかりであり、その効果・影響が十分に現れていない状況で更なる延長は困難。<br>○　介護認定審査会の委員が、主治医意見書等の記載内容から要介護度等の48ヶ月後における状態の安定性を予測することは困難である。<br>○　転出した市町村の認定有効期間の設定については、転出先の市町村における取扱いや利用者に混乱が生じるおそれがあるため、他の市町村と認定有効期間の取扱いに差異を設けることは、利用者、保険者双方にとって有意ではいる。 | 右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。 | C | Ⅲ | ○　介護保険制度における要介護認定は、給付の前提となるものであり、心身の状況等に即した要介護認定を適時適切に行うことにより、利用者に必要なサービスを提供するとともに利用者保護の観点から、適切な認定が求められる。<br>○　要介護状態に不安の状態ではなくて、サービスの利用等によっての変化が当然に起こりうるものである。仮に有効期間が延長された場合、有効期間内に身体の状態に変化があり、本来要介護認定区分に変更が必要なため、適切な認定が受けられず必要なサービスが提供されなくなる恐れがある。<br>○　現行の要介護認定有効期間を経過した後に更新認定を受けた者の約4割は、従前の要介護区分と異なる要介護状態区分に認定されており、こうした利用者は、区分変更申請を行うことが可能であったにもかかわらず、結果として、申請をわざわざ、一定期間、その心身の状態に即していない要介護認定区分に認定されているものであり、これは本来期間を延長することは利用者にとってデメリットが大きい。<br>○　こうした現状を踏まえると、予想外の状態悪化等に関しては変更申請により対応されるという指摘は妥当ではなく、現行の有効期間を維持すべきである。 | 右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。 | C | Ⅲ | ○　要介護認定は給付の前提になるものであり、利用者への必要かつ適切なサービス、介護支援専門員による適切なケアマネジメントに対して提供されるものである。<br>○　心身の状態の変化は、介護認定の有効期間の長短に関係なく起こり得るものであり、利用者の状態に即した適切なサービス提供の観点から要介護認定区分の変更が必要なときは、介護支援専門員、または、サービス担当者会議等での専門的見地からの意見を踏まえたとで、利用者の意向に基づいて変更申請が行われることとなるという指摘は妥当である。<br>○　よって、有効期間の延長が、利用者にとって、必要なサービスが提供されない恐れがあるなどデメリットが大きいと言う点にいう。 | | 100041000 | 宇部市 | 山口県 | 厚生労働省 |
| 090030 | 金澤町家を活用した旅館における構造設備基準の緩和 | 旅館業法施行規則令第2条、旅館業法施行規則第5条第1項第5号及び第2項 | 旅館業法施行規則令「重要な伝統的建造物群保存地区内にある伝統的建造物である場合は、主関構造物であり、その構造物を保存する建築を設けること等を条件に、玄関帳場等の設置義務を課されている。 | 「重要文化的景観地区」等における伝統的建造物（以下「伝統的建造物」という。）を活用して、宿泊者の安全を確保したうえで、玄関帳場等の設置義務を緩和し、特に伝統的建造物を有する設置を設けること等を条件に、玄関帳場等の設置義務を課されている。<br>（全国重要伝統的）「特例措置番号935号」の対象地区を拡大するため | 【提案理由】<br>本市では、北陸新幹線開業に向けて、町家に滞在しながら、全沢の伝統文化に触れながら生活を本格的に提案しようとしている（金澤ふうライフ提案事業）<br>来客者にとっては、金澤町家を1棟ご滞在することにより、金沢に長期滞在体感できるため、地域住民にとっても、町家の魅力が発信され、減少する町家の保存活用にもつながっていくことが期待されるし、しかしながら、現状、このような取り組みはゆるい。<br>町家現治用に対する特例（特例措置935号）の全国展開が、先駆行われ、玄関帳場の設置義務が緩和されたが、対象地区が「重要伝統的建造物群保存地区」に限定されており、全沢城郭周辺中心とした同地区には、表面上町家が多く存在していて、玄関帳場等の設置義務を緩和し、特に伝統的建造物を有する旅館施設へ活用する取り組みを促進したい。<br>＜規制緩和の対象地区＞<br>現行：重要伝統的建造物群保存地区　→<br>特区：文化財保護法第2条第1項第5号、第134条における重要文化的景観地区<br>及び、文化的景観地区において市長が特に認めるもの<br>【代替措置】<br>玄関帳場等に代替する機能を有する設備を設けることその他景観の風格の保持を図るための措置が講じられていることなど「重要伝統的建造物群保存地区」における代替措置条件に準じ | 例えば、一棟貸しを行うもの、建物の構造上、または設置に係る費用上、建物内に玄関帳場を設置することが不可能な場合について見解を示していただきたい。<br>なお、「重要伝統的建造物群保存地区」の要件を満たす、建物内に玄関帳場を設置することが出来ない場合については、「文化的景観地区」において、「文化的景観地区」の要件を満たす、建物内に玄関帳場を設置することが出来ない場合、または

| 管理コード | 要望事項（事項名） | 該当法令等 | 制度の現状 | 求める措置の具体的内容 | 具体的事業の実施内容・提案理由 | 措置の分類 | 措置の内容 | 各所省庁からの検討要請に対する回答 | 再検討要請 | 提案主体からの意見 | 「措置の内容」の見直し | 各所省庁からの再検討要請に対する回答 | 再々検討要請 | 提案主体からの再意見 | 再意見特区定料 | 「措置の内容」の見直し | 各所省庁からの再々検討要請に対する回答 | プロジェクト名 | 提案事項管理番号 | 提案主体名 | 都道府県 | 制度の所管・関係府省庁 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 090090 | 非農林漁業者の農林漁業体験民宿業に係る旅館業法の規制緩和 | 旅館業法施行令第2条、旅館業法施行令第3条、旅館業法施行令第1条第3項及び第2項 | 農林漁業者が農山漁業滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律第2条第3項に規定する農林漁業体験民宿業を営む施設については、旅館業法施行令第1条第3項第1号の基準（農林漁業者以外の農林漁業体験民宿の延床面積33㎡以上）は適用しない。 | 過疎法に基づく過疎地域がある市町村において、非農林漁業者（NPO法人など市場外の者も含む）が、農林漁業体験民宿を開設するにあたり、市町村が事業者とともに、清潔な施設ではあるが、旅館業法に定いては母屋所に表示値段、宿泊者安全性等（消防・保健衛生・特例の必要性）の確保ができると市町が認めたものについて、農林漁業者と同様の旅館業法の特例を認めること。 | （提案理由）<br>・農林漁業者が運営する農林漁業体験民宿は、客間一間（33㎡未満）でも旅館業（簡易宿所）の許可を受け、開業が可能となり、建築基準法や消防法でも規制が緩和され、最小限の開放度で民宿を開業することができる。一方、非農林漁業者でも農林漁業体験民宿の開業が認められるようになったものの、客室面積33㎡未満の場合、開業不可となり農林漁業者と同様の規制が適用されない状況である。<br>・地元の農林漁業者は、過疎化、高齢化により、体験民宿の運営が困難なため、NPO法人等に運営を委ねる動きがあることから、農林漁業者の体験民宿の開業の機会を奪うことはならない。<br>・農林漁業者が開設する農林漁業体験民宿は、宿泊を必要とする農作業を伴うことから特例措置が認められており、本提案で想定している体験民宿においても同様の作業を伴うことから、農林漁業者と同様の特例措置を求めるもの。<br>・市町が事業者とともに、清潔は保っては清潔度、旅館業法については保健所に事前調整し、宿泊者安全性等（消防・保健衛生・特例の必要性）について確保ができると市町が認めた場合に限ってはとりあえず「宿泊者の安全確保」を担保する。<br>・農林漁業者が開設する農林漁業体験民宿については、過疎地域を優先する所動性はあるものの、過疎地域外の発生が想定されるので、次提案事項（第21次提案最終回答）は各種の理由が無い。 | 農林漁業者が運営する農家民宿は、法令上、「自宅」に限定されていない。<br>・過疎地域において、ゆとりある体験や滞在を求める都市住民等のニーズに対応できる観光施設は、地域外や都市地域には、ほとんどない状況である。このため、集落内の空家を活用することにより、一般の旅館業者とは異なる新たな観光事業を起こすことにならず、客室の延床面積とは関係なく、旅館業に対する適正な規制を課せることにならない。農林漁業者と同様の特例措置を求めるものは、いずれにしても、旅館業法の規制の適用を受けることになるが、農家の延床面積とは関係なく、旅館業に対する適正な規制を課せることにならない。 | C | Ⅲ | 農林漁業者が運営する農家民宿は、法令上、「自宅」に限定されていない。<br>・過疎地域において、ゆとりある体験や滞在を求める都市住民等のニーズに対応できる観光施設は、ほとんどない状況である。このため、集落内の空家を活用することにより、一般の旅館業者とは異なる新たな観光事業を起こすことにならない。<br>・本特区提案の主目的は、都市住民等が農山漁村に滞在し、農作業体験や農村の生活体験などを行う場合、自宅を使用することは想定できず、延床面積の規定を適用し、旅館業に対する適正な規制を課せることにならない。<br>・本提案は、農家の所有者が農家の維持管理を行うことに加え、当然、農家民宿に体験農業法及び農林漁業の振興に関する特別措置法の規定を適用し、農林漁業者と同様の特例措置を適用することは適切であると考える。 | 有 | 農林漁業者が運営する農家民宿は、農地法上、農作業体験や農村の生活体験などを行う場合、自宅を活用して農業実習などを行うものであり、農林漁業者が体験民宿を運営するものと同様である。<br>・過疎・高齢化が進む過疎地域の活性化には農家民宿の運営が有効であるが、集落内の空き家活用、現在、自宅として所有されているものであるが、農林漁業者の後継者の選び方次第ではあるものの、他の農林漁業者の場合と同様の扱いとなる。 | Ⅲ | 農林漁業者（個人）が自らが暮らす「自宅」に宿泊させる場合は、自らが暮らす自宅の改修は困難であるとされて、「自宅」に泊めたりする場合であっても、旅館業に客室延床面積の縛りを設けられている。<br>・農林漁業者が営業を活用する場合、その営業は、現在、自宅として所有されているものであるが、農林漁業者の後継者の選び方次第ではあるものではないことから、他の農林漁業者の場合と同様の扱いとなる。 | 1018000200 | 兵庫県 | 兵庫県 | 厚生労働省 |
| 090100 | 私立保育所における給食提供に対する給食の外部搬入の実施 | ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第11条<br>・厚生労働省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する提言及びその適用を受ける特定事業を定める省令 | 3歳未満児の給食の外部搬入については、特区の認定を受けた市町村の公立の保育所のみ行うことが可能である。 | 公立、私立を問わず保育所の適切な運営を図るため、公立保育所が給食の外部搬入を行っている地域では、公立保育所だけでなく、私立保育所も高齢に達たい児童に対して給食の外部搬入を可能とすること。 | （提案理由）<br>・公立保育所では、特区認定により調う建に満たない児童の食事の外部搬入が認められているが、私立保育所では認められておらず、公立保育所との バランスを欠くため。<br>・なお、平成24年10月から開始された「構造改革特区評価・調査委員会」において公立保育所における給食の外部搬入方式の認定事業（3歳未満児に関する事項）」が評価に関する審議が開始され、25年2月6日迄に結論が出される予定であるとされている。また、本提案では地域によっては乳幼児数の減少から自園調理が大きな負担となっている私立保育所があることから、これを認定し、私立保育所での早期の実施実現に向け、検証・検討を進めたい。 | C | Ⅲ | 「特区において調じられた規制の特例措置のあり方に関する評価意見」（平成22年2月4日構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会）において、「3歳未満児の給食の外部搬入について、相乗機能発揮等の観点から特に配慮が必要であるため、公立保育所においては特区として規制し、慎重される所要を除変するための適切な方策の検討を行っつつ、私立保育所に対しては、方策の検討を進め、対応することと結論づけられたものである。<br>現在行われている、特区制度による給食の外部搬入方式については、平成24年度に評価することとなっており、現在、当該事業実施市町村等を対象に調査を行っているところであるが、しかしながら、評価を通じて指摘の私立保育所の給食の外部搬入方式を実施することは適切ではなく、その評価の結論を待たれたい。 | 右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。 | C | Ⅲ | 現在行われている、特区制度による給食の外部搬入方式については、平成24年度に評価することとなっており、現在、評価中であるが、評価結果は出されていない。したがって、現時点で指摘の私立保育所での給食の外部搬入方式を実施することは適切ではなく、その評価の結論を待たれたい。<br>・現在調査中の公立保育所における給食の外部搬入方式に関する評価結果を踏まえつつ、私立保育所での早期の実施実現に向け、早急に検証・検討を進めたい。 | C | Ⅲ | 右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し、早急に検証・検討を進めるとともに、平成24年度に評価することとなっており、現在、当該事業実施市町村等を対象に調査を行っているところであるが、評価結果は出されていない。したがって、現時点で指摘の私立保育所での給食の外部搬入方式を実施することは適切ではなく、その評価の結論を待たれたい。 | 「構造改革特別区域において講じられた規制の特例措置のあり方に係る評価意見」（平成24年3月6日構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会）において、「保護現状に応じた給食の対応、特に緊急度は比べる過未満児に必要な個別な対応が困難等の解答を除去するため、前回の評価意見を踏まえて作成したガイドライン等を周知・徹底し、ガイドラインを踏まえた所要の助言を市町村に求めることとし、子ども・子育て関連3法の施行状況等を踏まえ、平成28年度に向けて検討を行う」と結論づけられている。<br>以上のことから、現在行われている、特区制度による給食の外部搬入方式については、慎重な検討を除変するための取組を各公立保育所に求めたとて、改めて評価されることされており、現時点で指摘の私立保育所での給食の外部搬入方式について、実施することは適切ではない。 | 1018000200 | 兵庫県 | 兵庫県 | 厚生労働省 |
| 090110 | 社会福祉法人が無料職業紹介を行う場合の規制緩和 | 職業安定法第33条 | 無料職業紹介事業については、不適格な事業者の参入を排除することにより、事業運営の適性性を確保し、求職者の利益を保護する観点から、原則として許可制としている。<br>そのうえで、学校等が設置・運営を対象として行う無料職業紹介事業や、商工会議所・農協等の特別の法律に基づいて設立された法人が構成員を対象にして行う無料職業紹介事業については、現在労働大臣への届出により行うことができる。 | 就労移行支援事業所を設置している社会福祉法人のみ、当該社会福祉法人のみ、及び法人が運営する社会福祉事業に対して、過去4年間に改善勧告又は行政指置を受けていないと思が認められた法人が、同事業所の利用者を対象に無料職業紹介を行う場合は、国の同意不要とし、届出のみにより実施する。<br>・無料職業紹介の対象は、その事業所の利用者に限定されていることに加え、求職ニーズに対応するため、職種的に職業紹介をそれぞれとする。 | （提案理由）<br>・現在、職業安定機関以外の民間事業者が無料職業紹介事業を行う場合は、職業安定法により原則、学校等、商工会議所や農業協同組合等の特別の法人が行うものに限り、届出で足りることとされている。<br>・無料職業紹介事業を行うためには、就労移行支援事業を設置することが求められ、事業運営の適性性を確保し、求職者の利益を保護する観点から、学校等の特別の法人が行うものに限り、届出で足りることとされている。<br>・しかし、就労移行支援事業を設置している社会福祉法人は、社会福祉法人等から申請により指定を受けて、就労移行支援事業を行うことが求められるものであり、就労移行支援事業を行うことは、社会福祉法人の性質上、届出により実施することが適切であると考えられるものであり、例外的に届出制とすべきである。<br>・また、就労移行支援事業を行うためには、就労移行支援事業所は、社会福祉法人等から申請により指定を受けて、就労移行支援事業を行うことが求められるものであり、就労移行支援事業を行うことは、社会福祉法人の性質上、届出により実施することが適切であると考えられるものであり、例外的に届出制とすべきである。<br>・このため、対象者が限定されている就労移行支援事業所を設置した社会福祉法人が同事業所の利用者に対して、無料職業紹介を行う場合は、国の同意を不要とし、届出のみにより実施することが適切であると考えられるものであり、学校等と同様に届出により職業紹介を実施することは適切であると考えられる。<br>・なお、就労移行支援事業所を設置している社会福祉法人が、当該事業所の利用者のために行う無料職業紹介事業については、就労移行支援事業の利用者に限定されていることに加え、求職ニーズに対応するため、職種的に職業紹介をそれぞれとする。<br>・就労移行支援事業所を設置している社会福祉法人が行う無料職業紹介事業は、現行法上無料職業紹介事業を届出で行うことができる場合とは、性質が異なるため、従来通り許可制とすることが適当である。 | 右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。 | C | Ⅰ | 前回お答えしたとおり、学校等が学生等を対象にして実施する無料職業紹介事業については、「教育」の重要性等を勘案し、公的な機関である学校等が、学校教育の延長として行われるものに限定されること、また職業紹介の対象がその学校の在籍者及び卒業者に限定されること、事業運営の適性性の確保・求職者の利益の保護という観点から問題がないと考えられるため、例外的に届出制を認めている。<br>・学校においては単なる教育だけでなく、卒業後の就職支援も行うことが想定されており、実態として就職支援が国の期待等を背負う形で進められていることから、学校が就職支援事業所は、就職支援指導者を配置し、適切な組織体制が担保されているものが通例である。<br>一方、社会福祉法人の場合には、規模や組織体制の面で必ずしも学校と同一に論ずることができない場合が実情である。<br>・また、商工会議所・農協等の特別の法律に基づいて設立された法人がその構成員を対象にして行う無料職業紹介事業については、当該法人の構成員間の失業と労働移動の円滑化に資することを目的としていることから、障害者自立支援法に基づく就労移行支援事業所を設置している社会福祉法人が、当該事業所の利用者のために行う無料職業紹介事業については性格が異なるものであり、就労移行支援事業所を設置している社会福祉法人が行う無料職業紹介事業は、現行法上無料職業紹介事業を届出で行うことができる場合とは、性質が異なるため、従来通り許可制とすることが適当である。 | 右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。 | C | Ⅰ | ・本提案で想定している社会福祉法人は、過去4年間に改善勧告以上の行政措置を受けていない法人であり、かつ、就労移行支援事業所は、社会福祉法人等からの申請により指定を受けて、就労移行支援事業を行うものであり、例外的に届出制とすべきである。<br>・また、就労移行支援事業所は、就職支援指導者を配置し、適切な組織体制が担保されているものが通例である。<br>・社会福祉法人の場合には、規模や組織体制の面で必ずしも学校と同一に論ずることができない場合が実情であり、就職支援が国の期待等を背負う形で進められていることから、学校等が設置・運営を対象として行う無料職業紹介事業については、就職支援指導者を配置し、適切な組織体制が担保されていることに加え、求職者の利益の保護という観点から問題がないと考えられる。<br>・また、商工会議所・農協等の特別の法律に基づいて設立された法人がその構成員を対象にして行う無料職業紹介事業については、当該法人の構成員間の失業と労働移動の円滑化に資することを目的としていることから、障害者自立支援法に基づく就労移行支援事業所を設置している社会福祉法人が、当該事業所の利用者のために行う無料職業紹介事業については性格が異なるものであり、就労移行支援事業所を設置している社会福祉法人が行う無料職業紹介事業は、現行法上無料職業紹介事業を届出で行うことができる場合とは、性質が異なるため、従来通り許可制とすることが適当である。<br>・以上のことから、学校等が学生等を対象にして実施する無料職業紹介事業については社会福祉法人が行う無料職業紹介事業と同様に、事業運営の適性性の確保・求職者の利益の保護という観点から問題がないと考える。 | 1018000400 | 兵庫県 | 兵庫県 | 厚生労働省 |
| 090120 | 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 | 障害者自立支援法に基づく共同生活介護（ケアホーム）、共同生活援助（グループホーム）を行う法人については、共同生活住居の入居定員や職員配置など必要最低限の基準としているが、ケアホーム及びグループホームについては、基本協議サービスの規定は設けていないとされている。 | 障害者（児）が、近隣において障害者自立支援法に基づく共同生活介護（ケアホーム）、共同生活援助（グループホーム）を利用できるよう、障害者自立支援法に基づく基本協議共同生活介護サービスを設定すること。単独の設定については、介護保険法と同等の報酬単価を適用すること。<br>これにより、地域に数多くある高齢者介護サービス基盤（指定認知症対応型共同生活介護事業所）を活用し、障害福祉サービスの利用者のサービス利用が促されると。<br>【提案理由】【課題】<br>・高齢化の進行とともに、高齢者介護サービス基盤の整備は進んでいる一方で、障害福祉サービスの施設が承認されない。（H24.1現在、指定認知症対応型共同生活介護事業所が327市所あるのに対して、障害者の障害者共同生活介護事業所は65か所にとどまり、障害福祉サービスの認定を受けた市町村の障害者が23年度末現在24人いる。）<br>・特に宝塚地域（3）や北播地域（0）等の山間地等の過疎地域においては指定共同生活介護事業所が皆無であり、地域的に今後も障害分野のみで世所数を増やしていくことが難しいことや、遠方の事業所に通所するのは困難なことから、介護施設の利用を視野にいれたうえでの環境整備が望まれる。 | C | Ⅲ | ○ 厚生労働省では、障害者が地域で安心して暮らしていくためには、その地域で生活していく障害者本人やその家族のニーズに沿ったサービス基盤を整備することが重要であると考えている。<br>○ 共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）を含め障害者自立支援法に基づくサービス体系については、24時間同一施設で暮らす生活ではなく、日中活動と居住の場を分けて、利用者の方が地域において職業サービスを組み合わせて利用できる、利用者本位のサービスを目指すものである。<br>○ このため、昼夜を通じた支援が行われる認知症型共同生活事業所を基準該当共同生活介護事業所以外に設けることは、自立支援給付の支給対象とすることは、当該理念に照らして、適切ではないと考えている。 | 右提案者からの意見を踏まえ、また、特区という手法により、障害福祉サービスの認定を受けた市町村の障害者に対するサービス基盤の整備をより充実していくことが、障害者の利用者の意向に対する本人の意思を尊重する観点から、障害者自立支援法に基づく共同生活介護事業所を活用し、障害福祉サービスの利用者のサービス利用が促されると。<br>【提案理由】【課題】<br>・高齢化の進行とともに、高齢者介護サービス基盤の整備は進んでいる一方で、障害福祉サービスの施設が承認されない。（H24.1現在、指定認知症対応型共同生活介護事業所が327市所あるのに対して、障害者の障害者共同生活介護事業所は65か所にとどまり、障害福祉サービスの認定を受けた市町村の障害者が23年度末現在24人いる。）<br>・特に宝塚地域（3）や北播地域（0）等の山間地等の過疎地域においては指定共同生活介護事業所が皆無であり、地域的に今後も障害分野のみで世所数を増やしていくことが難しいことや、遠方の事業所に通所するのは困難なことから、介護施設の利用を視野にいれたうえでの環境整備が望まれる。 | C | Ⅲ | 今回提案している基本該当共同生活介護は、朝及び夜間についての部分の適用であり、通常の障害者の共同生活介護と同様に、利用者は日中は生活介護等の事業所に通う形態を想定しているため、障害者自立支援法の理念である「利用者本位のサービス」に沿うものである。<br>また、障害の利用者の場合、昼間は事業所に通うことから、昼夜を通じた支援が行われる認知症型共同生活事業所を基準該当共同生活介護事業所以外に設けることは、障害者の利用者の意向に対する本人の意思を尊重する観点から、障害者自立支援法に基づく共同生活介護事業所を活用し、障害福祉サービスの利用者のサービス利用が促されると。<br>・障害者自立支援法に基づく共同生活介護事業所への障害者の受入れを推進している段階の厚生労働省の考え方と矛盾する点がある。<br>・身体変調の増とともに、利用定員の増ともあわせて提案しているため、「1人1人の利用日数が少なくなるとの効果は期待できない。<br>・事業者からも、「管理者」スタッフに加え、利用者の声を聞きながら受入れを進めていくこととなるため、「なじみの関係」の構築や家族の信頼の確保が難しくなる。<br>・なお、現行でも、利用者に対するサービス提供に支障がない場合は、小規模多機能型居宅介護の設備を、他の目的で使用することも可能。<br>○ 前回の回答にあっては、介護保険制度における小規模多機能型居宅介護においては、「小規模」であることこそがサービスの質の観点から最も重要な要素であることから、「障害者の受け入れを行うから」という理由ではなく、「現状の定員以上になるから」という理由により、「なじみの関係」や構築や家族の信頼の確保が難しくなるとしたものである。<br>・また、ご指摘の「従来の厚生労働省の考え方」というのは、「共生型福祉施設について現行制度の活用により設置・運営する方法等をお示ししたものと思われるが、小規模多機能型居宅介護の定員を超えてまで障害者を受入れることを推進しているのではない。 | 障害福祉サービスの認定を受けた市町村の障害者からのより現状を踏まえ、再度検討し回答されたい。 | C | Ⅲ | 障害者の受入れを行うと、「なじみの関係」ではなくなるとの指摘は、通所介護事業所や小規模多機能型居宅介護事業所への障害者の受入れを推進している段階の厚生労働省の考え方と矛盾する点がある。<br>・身体変調の増とともに、利用定員の増ともあわせて提案しているため、「1人1人の利用日数が少なくなるとの効果は期待できない。<br>・事業者からも、「管理者」スタッフに加え、利用者の声を聞きながら受入れを進めていくこととなるため、「なじみの関係」の構築や家族の信頼の確保が難しくなる。<br>・なお、現行でも、利用者に対するサービス提供に支障がない場合は、小規模多機能型居宅介護の設備を、他の目的で使用することも可能。<br>○ 前回の回答にあっては、介護保険制度における小規模多機能型居宅介護においては、「小規模」であることこそがサービスの質の観点から最も重要な要素であることから、「障害者の受け入れを行うから」という理由ではなく、「現状の定員以上になるから」という理由により、「なじみの関係」や構築や家族の信頼の確保が難しくなるとしたものである。<br>・また、ご指摘の「従来の厚生労働省の考え方」というのは、「共生型福祉施設について現行制度の活用により設置・運営する方法等をお示ししたものと思われるが、小規模多機能型居宅介護の定員を超えてまで障害者を受入れることを推進しているのではない。 | しなのくに型福祉サービスの推進 | 1028000100 | 静岡県 | 静岡県 | 厚生労働省 |
| 090130 | 指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員の緩和 | 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第66条第1項 | 小規模多機能型居宅介護は登録定員の上限を25名としており、障害者自立支援法に基づく基本該当生活介護及び基準該当短期入所以外に利用者が居住の場合、登録定員の中に含めることとしている。 | 障害者（児）が、近隣において障害者自立支援法に基づく生活介護・短期入所を利用することが困難で、介護保険法の指定小規模多機能型居宅介護事業所を活用し、小規模多機能型居宅介護事業所の利用者に限定されていることに加え、求職ニーズに対応するため、職種的に職業紹介をそれぞれとする。<br>・なお、障害者（児）の定員は別枠とし、現行介護保険法中で規定されている指定小規模多機能型居宅介護事業所の利用定員15名を、定員の2倍程度（障害者（児）が利用可能とする。 | 障害者（児）が近隣において障害者自立支援法に基づく生活介護・短期入所を利用することが困難で、介護保険法の指定小規模多機能型居宅介護事業所を活用し、小規模多機能型居宅介護事業所の利用者に限定されていることに加え、求職ニーズに対応するため、職種的に職業紹介をそれぞれとする。<br>・障害者（児）の定員は別枠とし、現行介護保険法中で規定されている指定小規模多機能型居宅介護事業所の利用定員15名を、定員の2倍程度（障害者（児）が利用可能とする。<br>これにより、地域に数多くある高齢者介護サービス基盤（指定小規模多機能型居宅介護事業所）を活用し、障害福祉サービスの利用者のサービス利用が促されると。<br>【提案理由】【課題】<br>・高齢化の進行とともに、高齢者介護サービス基盤の整備は進んでいる一方で、障害福祉サービスの施設が承認されない。（H24.1現在、指定小規模多機能型居宅介護事業所が101か所あるが、障害福祉サービスの認定を受けた市町村の障害者が23年度末現在23人いる。）<br>・特に宝塚地域（1）や北播地域（0）等の山間地等の過疎地域においては通所の生活介護事業所が皆無かつ、地域的に今後も障害分野のみで世所数を増やしていくことが難しいことや、遠方の事業所に通所するのは困難なことから、介護施設の利用を視野にいれたうえでの環境整備が望まれる。 | C | Ⅲ | ○小規模多機能型居宅介護は、小規模の人間関係の中でなじみの関係を築き、家庭的な雰囲気の中でサービス提供を行うことにより、認知症高齢者等の住み慣れた地域での在宅生活の継続を支援するものである。<br>○ 障害者（児）が近隣において障害者自立支援法に基づく生活介護・短期入所を利用することが困難で、介護保険法の指定小規模多機能型居宅介護事業所を活用し、小規模多機能型居宅介護事業所の利用者に限定されていることに加え、求職ニーズに対応するため、職種的に職業紹介をそれぞれとする。<br>○ 障害者（児）の定員は別枠とし、現行介護保険法中で規定されている指定小規模多機能型居宅介護事業所の利用定員15名を、定員の2倍程度（障害者（児）が利用可能とする。<br>○ これにより、地域に数多くある高齢者介護サービス基盤（指定小規模多機能型居宅介護事業所）を活用し、障害福祉サービスの利用者のサービス利用が促されると。<br>【提案理由】【課題】<br>・高齢化の進行とともに、高齢者介護サービス基盤の整備は進んでいる一方で、障害福祉サービスの施設が承認されない。（H24.1現在、指定小規模多機能型居宅介護事業所が327か所あるのに対して、障害者の障害者共同生活介護事業所は65か所にとどまり、障害福祉サービスの認定を受けた市町村の障害者が23年度末現在24人いる。）<br>・特に宝塚地域（1）や北播地域（0）等の山間地等の過疎地域においては指定共同生活介護事業所が皆無であり、地域的に今後も障害分野のみで世所数を増やしていくことが難しいことや、遠方の事業所に通所するのは困難なことから、介護施設の利用を視野にいれたうえでの環境整備が望まれる。 | C | Ⅲ | ○小規模多機能型居宅介護は、小規模の人間関係の中でなじみの関係を築き、家庭的な雰囲気の中でサービス提供を行うことにより、認知症高齢者等の住み慣れた地域での在宅生活の継続を支援するものである。<br>○ 障害者（児）が近隣において障害者自立支援法に基づく生活介護・短期入所を利用することが困難で、介護保険法の指定小規模多機能型居宅介護事業所を活用し、小規模多機能型居宅介護事業所の利用者に限定されていることに加え、求職ニーズに対応するため、職種的に職業紹介をそれぞれとする。<br>○ 障害者（児）の定員は別枠とし、現行介護保険法中で規定されている指定小規模多機能型居宅介護事業所の利用定員15名を、定員の2倍程度（障害者（児）が利用可能とする。<br>○ これにより、地域に数多くある高齢者介護サービス基盤（指定小規模多機能型居宅介護事業所）を活用し、障害福祉サービスの利用者のサービス利用が促されると。<br>【提案理由】【課題】<br>・高齢化の進行とともに、高齢者介護サービス基盤の整備は進んでいる一方で、障害福祉サービスの施設が承認されない。（H24.1現在、指定小規模多機能型居宅介護事業所が101か所あるが、障害福祉サービスの認定を受けた市町村の障害者が23年度末現在23人いる。）<br>・特に宝塚地域（1）や北播地域（0）等の山間地等の過疎地域においては通所の生活介護事業所が皆無かつ、地域的に今後も障害分野のみで世所数を増やしていくことが難しいことや、遠方の事業所に通所するのは困難なことから、介護施設の利用を視野にいれたうえでの環境整備が望まれる。 | しなのくに型福祉サービスの推進 | 1028000200 | 静岡県 | 静岡県 | 厚生労働省 |
| 090140 | 指定小規模多機能型居宅介護事業所の利用定員の緩和 | 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第66条 | 小規模多機能型居宅介護は利用定員の上限を15名としており、障害者自立支援法に基づく基本該当生活介護及び基準該当短期入所以外に利用する場合は、利用定員の中に含めることとしている。 | 小規模多機能型居宅介護は利用定員の上限を15名としており、障害者自立支援法に基づく基本該当生活介護及び基準該当短期入所以外に利用する場合は、利用定員の中に含めることとしている。<br>これにより、地域に数多くある高齢者介護サービス基盤（指定小規模多機能型居宅介護事業所）を活用し、障害福祉サービスの利用者のサービス利用が促されると。<br>【提案理由】【課題】<br>・高齢化の進行とともに、高齢者介護サービス基盤の整備は進んでいる一方で、障害福祉サービスの施設が承認されない。（H24.1現在、指定小規模多機能型居宅介護事業所が101か所あるが、障害福祉サービスの認定を受けた市町村の障害者が23年度末現在23人いる。）<br>・特に宝塚地域（1）や北播地域（0）等の山間地等の過疎地域においては通所の生活介護事業所が皆無かつ、地域的に今後も障害分野のみで世所数を増やしていくことが難しいことや、遠方の事業所に通所するのは困難なことから、介護施設の利用を視野にいれたうえでの環境整備が望まれる。 | C | Ⅲ | ○小規模多機能型居宅介護は、小規模の人間関係の中でなじみの関係を築き、家庭的な雰囲気の中でサービス提供を行うことにより、認知症高齢者等の住み慣れた地域での在宅生活の継続を支援するものである。<br>○ 障害者（児）が近隣において障害者自立支援法に基づく生活介護・短期入所を利用することが困難で、介護保険法の指定小規模多機能型居宅介護事業所を活用し、小規模多機能型居宅介護事業所の利用者に限定されていることに加え、求職ニーズに対応するため、職種的に職業紹介をそれぞれとする。<br>○ 障害者（児）の定員は別枠とし、現行介護保険法中で規定されている指定小規模多機能型居宅介護事業所の利用定員15名を、定員の2倍程度（障害者（児）が利用可能とする。<br>○ これにより、地域に数多くある高齢者介護サービス基盤（指定小規模多機能型居宅介護事業所）を活用し、障害福祉サービスの利用者のサービス利用が促されると。<br>【提案理由】【課題】<br>・高齢化の進行とともに、高齢者介護サービス基盤の整備は進んでいる一方で、障害福祉サービスの施設が承認されない。（H24.1現在、指定小規模多機能型居宅介護事業所が101か所あるが、障害福祉サービスの認定を受けた市町村の障害者が23年度末現在23人いる。）<br>・特に宝塚地域（1）や北播地域（0）等の山間地等の過疎地域においては通所の生活介護事業所が皆無かつ、地域的に今後も障害分野のみで世所数を増やしていくことが難しいことや、遠方の事業所に通所するのは困難なことから、介護施設の利用を視野にいれたうえでの環境整備が望まれる。 | C | Ⅲ | 当方の提案は、利用定員を2倍、具体的には3名を限度に、障害者（児）を利用定員を拡大することは、以下のような理由により、小規模多機能型居宅介護サービスの質が低下し、期待される効果を損なうことにつながるものと考える。<br>①認知症高齢者は、リロケーションダメージ（生活の場が変わることによる悪影響）などと環境の変化に対応することが難しい傾向にあり、家庭的な雰囲気の中で「なじみの関係」で地域に根ざしたサービスを提供することが効果的である。<br>②現状の定員以上になってしまうと、1人1人の利用日数が少なくなり、「なじみの関係」の構築や家族の信頼の確保が難しくなる。<br>③登録定員及び利用定員の増加は、施設内の人員増加による問題係の複雑化を招き「なじみの関係」の構築や家族の信頼の確保が難しくなる。<br>なお、現行でも、利用者に対するサービス提供に支障がない場合は、小規模多機能型居宅介護の設備を、他の目的で使用することも可能。<br>○前回の回答にあっては、小規模多機能型居宅介護においては、「小規模」であることこそがサービスの質の観点から最も重要な要素であることから、「障害者の受け入れを行うから」という理由ではなく、「現状の定員以上になるから」という理由により、「なじみの関係」や構築や家族の信頼の確保が難しくなるとしたものである。<br>・また、ご指摘の「従来の厚生労働省の考え方」というのは、「共生型福祉施設について現行制度の活用により設置・運営する方法等をお示ししたものと思われるが、小規模多機能型居宅介護の定員を超えてまで障害者を受入れることを推進しているのではない。 | 障害福祉サービスの認定を受けた市町村の障害者からのより現状を踏まえ、再度検討し回答されたい。 | C | Ⅲ | 当方の提案は、利用定員を2倍、具体的には3名を限度に、障害者（児）を利用定員を拡大することは、以下のような理由により、小規模多機能型居宅介護サービスの質が低下し、期待される効果を損なうことにつながるものと考える。<br>①認知症高齢者は、リロケーションダメージ（生活の場が変わることによる悪影響）などと環境の変化に対応することが難しい傾向にあり、家庭的な雰囲気の中で「なじみの関係」で地域に根ざしたサービスを提供することが効果的である。<br>②現状の定員以上になってしまうと、数名であっても「なじみの関係」の構築が難しくなるとともに、増加した利用定員に見合うようすまで以上に大規模な設備や人員配置が必要となり、家庭的な環境の保持が難しくなる。<br>なお、現行でも、利用者に対するサービス提供に支障がない場合は、小規模多機能型居宅介護の設備を、他の目的で使用することも可能。<br>○ 上記に対し、利用定員15名をもっての規模多機能型居宅介護として全国普通的に運用されており、それを例えば16名程度に緩和することの合理性は見出せない。 | 1028000300 | 静岡県 | 静岡県 | 厚生労働省 |
| 090150 | 家庭的保育（保育ママ）事業の基準緩和 | ・児童福祉法第6条の3第9項<br>・児童福祉法第34条の16<br>・児童福祉法施行規則第1条の32<br>・家庭的保育事業の実施について<br>・保育対策等促進事業の実施について | 家庭的保育を実施する家庭的保育者は、定められた研修を修了した保育士その他の者である必要がある。 | 家庭的保育者認定のための基礎研修及び認定研修の科目及び時間の緩和 | 保育所、認可の保育施設及び幼稚園における勤務年数及び研修受講者の知識及び経験に応じて、一部科目の省略や時間数の削減など研修内容の緩和を図る。<br>また、県内に1025か所ある通所介護事業所を活用して場所の確保を図る。<br>これにより、家庭的保育者、保育場所の確保により、保育サービスの量的拡大が期待されるとともに、通所介護事業所の有効活用が図られる。 | C | Ⅳ | 家庭的保育者として認定を受ける者の受講する研修内容については、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「家庭的保育の実施について」で定めており、私効定の安全性や家庭的保育者の資質を確保するため、栄養者の資格や経験に応じた必要十分な内容となっており、現時点では、研修内容を緩和することは考えていない。<br>また、家庭的保育の実施場所の確保については、児童福祉法施行規則第36条の38に定める設備に関する基準等が遵守されている場合には、ご提案の通所介護事業所での事業実施も可能である。（D）<br>・子ども・子育て関連3法に基づく新制度において、家庭的保育事業は地域型保育給付の対象とされており、職員配置基準を含めた具体的な認可基準等は、平成25年4月に設置される子ども・子育て会議で議論の上、検討することとしている。（F） | 右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。 | F | Ⅳ | 当初提案に盛り込んだ認定研修の緩和について、対象となる科目と時間数を具体的に挙げ直して提案を行う。<br>保育士養成課程等検討会において、新制度における保育教諭の資格取得を容易にするとされ、幼稚園教諭の実務経験者が保育士資格を取得するに当たって、免除できる科目の検討等が行われている。<br>この検討状況を踏まえ、幼稚園教諭の実務経験者については、保育士と同等の知識を有すると認められる科目に関し、認定研修の時間数の緩和を提案する。<br>同様の考えとして、看護師についても認定研修の時間数の緩和を提案する。 | 今回提案している基本該当共同生活介護は、朝及び夜間についての部分の適用であり、通常の障害者の共同生活介護と同様に、利用者は日中は生活介護等の事業所に通う形態を想定しているため、障害者自立支援法の理念である「利用者本位のサービス」に沿うものである。<br>また、障害の利用者の場合、昼間は事業所に通うことから、昼夜を通じた支援が行われる認知症型共同生活事業所を基準該当共同生活介護事業所以外に設けることは、障害者の利用者の意向に対する本人の意思を尊重する観点から、障害者自立支援法に基づく共同生活介護事業所を活用し、障害福祉サービスの利用者のサービス利用が促されると。<br>・障害者自立支援法に基づく共同生活介護事業所への障害者の受入れを推進している段階の厚生労働省の考え方と矛盾する点がある。<br>・身体変調の増とともに、利用定員の増ともあわせて提案しているため、「1人1人の利用日数が少なくなるとの効果は期待できない。<br>・事業者からも、「管理者」スタッフに加え、利用者の声を聞きながら受入れを進めていくこととなるため、「なじみの関係」の構築や家族の信頼の確保が難しくなる。<br>・なお、現行でも、利用者に対するサービス提供に支障がない場合は、小規模多機能型居宅介護の設備を、他の目的で使用することも可能。<br>○ 前回の回答にあっては、小規模多機能型居宅介護においては、「小規模」であることこそがサービスの質の観点から最も重要な要素であることから、「障害者の受け入れを行うから」という理由ではなく、「現状の定員以上になるから」という理由により、「なじみの関係」や構築や家族の信頼の確保が難しくなるとしたものである。<br>・また、ご指摘の「従来の厚生労働省の考え方」というのは、「共生型福祉施設について現行制度の活用により設置・運営する方法等をお示ししたものと思われるが、小規模多機能型居宅介護の定員を超えてまで障害者を受入れることを推進しているのではない。 | 障害福祉サービスの認定を受けた市町村の障害者からのより現状を踏まえ、再度検討し回答されたい。 | E | – | 先に回答したとおりであるが、定員20人未満の小規模保育事業については、その職員配置基準や実施場所について、現行の児童福祉法と特段の規制を設けていない。<br>・子ども・子育て関連3法に基づく新制度において、グループ型小規模保育と同規模の定員の人以上19人以下で実施する小規模保育事業は地域型保育給付の対象とされており、配置基準も含めた具体的な認可基準等について、平成25年4月に設置される子ども・子育て会議で議論の上、検討することとしている。<br>なお、予算要請である安心こども基金管理運営

| 管理コード | 要望事項（事項名） | 該当法令等 | 制度の現状 | 求める措置の具体的内容 | 具体的事業の実施内容・提案理由 | 措置の分類 | 措置の内容 | 各府省庁からの検討要請に対する回答 | 再検討要請 | 提案主体からの意見 | 「措置の分類」の見直し | 「措置の内容」の見直し | 各府省庁からの再検討要請に対する回答 | 再々検討要請 | 提案主体からの再意見 | 再要望特区受料 | 「特区の分類」の再見直し | 「特区の内容」の再見直し | 各府省庁からの再々検討要請に対する回答 | プロジェクト名 | 提案事項管理番号 | 提案主体名 | 都道府県 | 制度の所管・関係府省庁 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 090170 | 一時預かり事業の基準の緩和 | ・児童福祉法第6条の3第7項<br>・児童福祉法第21条の5<br>・児童福祉法第34条の12～14<br>・児童福祉法施行規則第36条の33～35<br>・子育て支援対策交付金実施 | 一時預かり事業については、児童福祉法施行規則第36条の35に規定する設備及び職員配置基準の要件を満たすことが必要である。 | 一時預かり事業において保育士に限られている人員配置の要件を、家庭的保育者等まで拡大させる。 | 保育士に準じる形で保育を行うことができる家庭的保育者（保育ママ）等が、一時預かり事業において児童の処遇を行うことができるよう、人員配置の要件を緩和する（家庭的保育者、幼稚園教諭、看護師、社会福祉士、介護福祉士を資格要件の対象に加える）。<br>また、現在には、05年に示される通所の設備要件を活用して場所の確保を図る。<br>これにより、人材確保、保育場所の確保により、児童の一時預かり事業が促進されるとともに、通所介護事業所の有効活用が図られる。<br>【提案理由】（課題）<br>生活様式の多様化や核家族化を背景とする子育ての負担感の高まりなどから、長時間の保育ニーズのほか、保育所を利用しない家庭の一時的な保育ニーズに対応することが求められている。<br>今後の保育ニーズの拡大に伴い、入所児童数に応じて保育所に勤務する保育士数の増加が見込まれる中、一時預かり事業に必要な保育士が不足する可能性がある。 | D、F | Ⅲ | 一時預かり事業については、児童福祉法施行規則第36条の35第2項により、「保育士の数は2人を下ることはできない」と規定されている。一時預かりにおいても、一人一人の子どもの心身の状態などを考慮して保育する必要があるため、保育の専門性を有する保育士が配置される必要がある。<br>また、保育場所の確保については、児童福祉法施行規則第36条の35各号に定める設備に関する基準等が満たされている場合には、二団家の通所介護事業所での事業実施も可能である。（D）<br>なお、子ども・子育て関連3法に基づく新制度において、一時預かり事業は地域子ども・子育て支援事業に位置づけられており、職員配置基準も含めた具体的な認可基準等については、平成25年4月に設置される子ども・子育て会議で議論の上、検討することとしている。（F） | 右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。 | F | Ⅲ | 先に回答したとおりであるが、一時預かり事業については、児童福祉法施行規則第36条の35第2項により、「保育士の数は2人を下ることはできない」と規定されており、一人一人の子どもの心身の状態などを考慮して保育する必要があるため、保育士資格取得の非常勤による安全な保育についての専門的知識を修得している保育士が配置される必要がある。<br>子ども・子育て関連3法に基づく新制度において、一時預かり事業は地域子ども・子育て支援事業に位置づけられており、職員配置基準も含めた具体的な認可基準等については、平成25年4月に設置される子ども・子育て会議で議論の上、検討することとしている。 | 有 | F | Ⅲ | 先に回答したとおりであるが、一時預かり事業については、児童福祉法施行規則第36条の35第2項により、「保育士の数は2人を下ることはできない」と規定されており、一人一人の子どもの心身の状態などを考慮して保育する必要があるため、保育士資格取得の非常勤による安全な保育についての専門的知識を修得している保育士が配置される必要があるため、保育士の専門性を有する保育士が配置される必要があるとされているが、一時預かり事業は地域子ども・子育て支援事業に位置づけられており、職員配置基準も含めた具体的な認可基準等については、平成25年4月に設置される子ども・子育て会議で議論の上、検討することとしている。 | ふじのくに型福祉サービス推進 | 1002800600 | 静岡県 | 静岡県 | 厚生労働省 |
| 090180 | 「地域型保育・子育て支援モデル事業」の要件緩和 | 平成20年度子育て支援臨時特例交付金（安心こども基金）の運営について（平成21年3月9日文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）<br>別添のA7「地域型保育・子育て支援モデル事業」 | 安心こども基金管理運営要領に定める「地域型保育・子育て支援モデル事業」の一般市町村モデルにおいて、①必須事件である小規模保育事業との併設について規定し、単独での小規模な放課後児童クラブを実施する場合にも対象とする。②人数要件を10人未満から20人未満へ緩和する。<br>〇事業内容<br>【一般市町村モデル】<br>ア 市町村が有する施設を活用し、小規模な保育事業（20人未満）の実施を必須とし、併設する事業として、小規模放課後児童クラブ（10人未満）、子育て親子の交流・相談事業、一時預かり事業の中から2事業以上選択して実施することで、保育ニーズに応じた形で保育を行うことができる家庭的保育者（保育ママ）等が、一時預かり事業において児童の処遇を行うことができるよう、人員配置の要件を緩和する（家庭的保育者、幼稚園教諭、看護師、社会福祉士、介護福祉士を資格要件の対象に加える）。<br>また、現在には、05年に示される通所の設備要件を活用して場所の確保を図る。<br>これにより、人材確保、保育場所の確保により、児童の一時預かり事業が促進されるとともに、通所介護事業所の有効活用が図られる。<br>【提案理由】（課題）<br>核家族化や共働き家庭の増加などにより、保育ニーズは多様化しており、これらの多様なニーズに対応しながら、これらの事業間で職員が相互に連携・協力することにより、小規模な保育事業の円滑な実施を図る。<br>〇事業の実施方法<br>一般市町村モデルにあたっては、小規模な保育事業（20人未満）の実施を必須とし、付加する事業として、小規模放課後児童クラブ（10人未満）、子育て親子の交流・相談事業、一時預かり事業の中から2事業以上選択して実施することで、小規模な保育事業の円滑な実施を図る。 | D | Ⅳ | 「地域型保育・子育て支援モデル事業」の要件の緩和を提案する。<br>①小規模保育との併設要件をなくし、単独実施の場合も対象とする。<br>②会議所定数の要件を、10人未満から20人未満に緩和する。<br>これにより、地域実情に応じた小規模放課後児童クラブ設置によるお母様児童の解消が期待されるとともに、通所介護事業所の有効活用が図られる。<br>【提案理由】（課題）<br>放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）は、児童福祉施設に含まれ、施設の設備及び運営・職員配置の法令による基準は設けられており、国や県のガイドラインで、望ましい姿を示している状況である。<br>本年度から、安心こども基金を活用し、小規模児童解消「先取りプロジェクト」強化事業の一環として、「地域型保育・子育て支援モデル事業」が設けられ、小規模保育と併設する場合に、小規模な（10人未満）の放課後児童クラブについても補助対象となることとなった。<br>しかし、小規模クラブへの助成要件として小規模保育併設が必須となっていることから、他施設など既存の社会資源の地域の実情に応じたクラブの展開が推進できないことや、10人以上20人未満であって開設日数が200日～249日の放課後児童クラブへの助成制度がないという問題がある。 | 地域型保育・子育て支援モデル事業について、小規模な保育事業と地域子育て支援事業、放課後児童クラブなどを組み合わせた多種類の保育事業の実施により、潜在的な保育需要を考慮した規模的な小規模児童解消を図ることを目的としている。<br>このため、小規模な保育事業との併設要件を緩和することはできない。<br>なお、小規模なクラブ（10人未満のクラブ）、10人以上20人未満であって開設日数が200～249日のクラブ）については、既に特別交付税の算定対象とされている。<br>このため、「地域型保育・子育て支援モデル事業」の要件緩和を行わなくても、現行制度によって提案の内容は実施可能である。 | 右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。 | D | Ⅳ | 地域型保育・子育て支援モデル事業については、小規模な保育事業と地域子育て支援事業、放課後児童クラブなどを組み合わせた多種類の保育事業の実施により、潜在的な保育需要を考慮した規模的な小規模児童解消を図ることを目的としている。<br>なお、公立、民立の別を問わず、小規模な放課後児童クラブ（10人未満等）については、特別交付税の算定対象とされているが、現行制度（特別交付税要綱）において小規模な放課後児童クラブを実施することで、地域保育・子育て支援モデル事業の実施要件を緩和（小規模保育との併設要件の緩和）しなくても、静岡県のご要望に対う仕組みとなっている。 | 右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。 | 待機児童解消は、保育所のみならず、放課後児童クラブも同様に重要な課題であり、小規模な放課後児童クラブの小規模保育事業に要する経費に関する国（様式第34号）」において特別交付税の算定基礎とされているので、地域保育・子育て支援モデル事業の実施要件を緩和（小規模保育との併設要件の緩和）しなくても、静岡県のご要望に対う仕組みとなっている。<br>一方、民間が運営する放課後児童クラブ等への補助については「児童保育の現場から外に案する経費に関する国（様式第35号）」に記載することとされているが、特別交付税の算定基礎となっており、現行制度では対応できないものと考える。 | ふじのくに型福祉サービス推進 | 1002800700 | 静岡県 | 静岡県 | 厚生労働省 |
| 090190 | 年度途中における保育所面積基準の緩和 | ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条 | 保育所に係る面積基準等は、従うべき基準とされており、国の基準と同じ内容でなければならない。 | ・待機児童が多数にとる1歳児に必要な、ほふく室の面積について、年度途中において保育室の面積（1.98㎡）並みに緩和することを可能とする。<br>「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」第32条第3号の規定を、通知、事務連絡等の形式によらず、法令の改正により規定されたい。 | 年度途中に増加する保育ニーズに対応するため、2歳児に近い歩行が可能となる1歳児について、年度途中に定員を超えて入所させる場合に限り、2歳児に適用される面積基準（1.98㎡）の適用を可能とする。<br>これにより、年度途中における待機児童の増加を抑制することができる。<br>【提案理由】（課題）<br>待機児童を年齢別に見ると、1歳児が最も多いが、これは育児休業終了時に保育園を利用することが可能となるためであり、年度途中には、ふらこ園等する傾向にある。（本県の保育所待機児童数は、H23年4月366人に対し、H24年1月には1,183人まで増加）<br>年度途中の保育ニーズに応じて入所させようとしても、1歳児1人当たりに必要な面積の確保できない場合は、入所が困難となり待機児童の増加につながっている。<br>1歳児には、ほふく室の面積である3.3㎡が適用されるが、発達の状態としておおむね1歳3か月程度から歩き始めることを踏まえれば、かならずしもほふく室相当とした面積基準を確保する必要はないと考えられる。 | C | Ⅰ | 子どもの健やかな育ちを保障し、安全性を確保するためには、ほふく室について1歳児1人につき3．3平方メートル以上の面積の確保が必要であると考えている。<br>また、子ども・子育て支援の新たな制度については、地方分共団体の代表を参画した子ども・子育て新システム検討会議（のワーキンゲチームで議論を重ねた上で、法案を提出し、衆議院による修正を経て、平成24年8月10日に国会で成立した、子ども・子育て関連3法において、保育所の認可制度の改善が図られており、保育所の面積基準、職員配置基準は、直接保育の質に大きな影響を与えるものであるとされている。<br>なお、待機児童対策の観点から、待機児童解消に向けてのドラインに沿ってこれまでも、今後最も緊急度が高いとされている地域（静岡県内の市町村）における面積基準の緩和は、特区制度により自治体に基準設定の権限を与えることは適切でいると考える。 | 2歳という形式的要件ではなく児童の発達段階の実態に応じた制度を設けるとともに、1歳児の定員を超えて入所させる場合に限り、待機児童解消に向けた年の子どもが歩けている段状にある。<br>これを踏まえ、2歳児に近い歩行が可能な1歳児について、年度途中に定員を超えて入所させる場合に限り、待機児童解消に向けた年の子どもが歩けている段状にある。<br>なお、待機児童対策の観点から、待機児童解消に向けてのドラインに沿ってこれまでも、今後最も緊急度が高いとされている地域（静岡県内の市町村）における面積基準の緩和は、特区制度により自治体に基準設定の権限を与えることは適切でいると考える。 | C | Ⅰ | 先に回答したとおりであるが、子どもの健やかな育ちを保障し、安全性を確保するためには、ほふく室について1歳児1人につき3．3平方メートル以上の面積の確保が必要であると考えている。<br>補足資料でご指摘のあった通知（平成23年厚労発第1028第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）において、骨育段階に応じた適切な面積確保を求めているが、これは、一時期のような待機ゼロ園、0歳児及び1歳児の居室面積基準について、子どもの発達段階に応じて、民間常況は1歳児と2歳児について、1歳児の居室の1人当たり1.65㎡という基準が、子どもが自らの意思で動き回る節の発達段階に至った時点で1人当たり3㎡という基準が、それぞれ適用されることとされましたものである。<br>待機児童対策の観点から、待機児童問題が深刻でかつ地域が高い等の条件を満たす地域（東京都、神奈川県などの35市区）については、「標準」として条例を定めることができる保育所の居室面積に係る基準について、「標準」として条例を定めることができる特例措置が設けられており、当該基準を満たさない地域（静岡県内の市町村）における面積基準の緩和は、特区制度により自治体に基準設定の権限を与えることは適切でいると考える。 | O歳児と1歳児の居室面積基準について、ふらこ園等する傾向にある子どもの発達段階に応じて基準を設けていることと同様に、1歳児と2歳児について、「骨育段階」に応じて適切な発達段階に応じた基準を設けるとのことであるが、子どもの自らの意思で移動する節の発達段階に至った時点で、1歳児と2歳児について、「骨育段階」に応じて適切な発達段階に応じた基準を設けるとのことであるが、子どもの自らの意思で移動する節の発達段階に至った時点で、1歳児と2歳児について、「骨育段階」に応じて適切な発達段階に応じた基準を設けるとのことであるが、1歳児の中に歩けるものもいれば、他の1歳児がそうでないといった、面積基準としては大きな歩けない子どもに合わせるべきであるし、縦分けすると言えば、課題が発生することも容易。<br>待機児童対策の観点から、待機児童問題が深刻でかつ地域が高い等の条件を満たす地域（東京都、神奈川県などの35市区）については、「標準」として条例を定めることができる特例措置が設けられており、当該基準を満たさない地域（静岡県内の市町村）における面積基準の緩和は、特区制度により自治体に基準設定の権限を与えることは適切でいると考える。 | 有 | C | Ⅰ | 乳児又は満2歳に満たない幼児のための乳児室又はほふく室、満2歳以上の幼児のための保育室又は遊戯室の設置及び面積基準は、直接保育の質に大きな影響を与える基準であることから、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知（平成23年厚労発第1028第1号）により、「骨育段階」に応じた適切な発達段階に応じた基準を設けるとされている。<br>なお、2歳児に近い歩行が可能な1歳児については、同一視することは適当でないとの考えから、（1歳児の中に歩けるものもいれば、他の1歳児がそうでないといった、面積基準としては大きな歩けない子どもに合わせるべきであるし、縦分けすると言えば、課題が発生することも容易。）<br>待機児童対策の観点から、待機児童問題が深刻でかつ地域が高い等の条件を満たす地域（東京都、神奈川県などの35市区）については、「標準」として条例を定めることができる特例措置が設けられており、当該基準を満たさない地域（静岡県内の市町村）における面積基準の緩和は、特区制度により自治体に基準設定の権限を与えることは適切でいると考える。 | ふじのくに型福祉サービス推進 | 1002800800 | 静岡県 | 静岡県 | 厚生労働省 |
| 090200 | 技能実習制度における外国人研修生（技能実習生）の在留期間の延長 | 出入国管理及び難民認定法第2条の2第3項、第20条の2第2項、出入国管理及び難民認定法施行規則第3条、別表第2、出入国管理及び難民認定法第20条の2第2項の基準を定める省令第1条第17号、第2条第28号 | 在留資格「技能実習」における技能実習期間は、技能実習1号及び技能実習2号の期間を合わせて最長3年となっている。 | 外国人技能実習において、研修・実習を含めて3年以内とされている期間を1年間に延長することを提案。 | 当地域は漁船漁業が盛んで、平成23年浜松町漁業協同組合の漁獲総額約25億円のうち、底曳網漁業の漁獲金額は約23億円と全体の約86%を占め、当町の中心漁業となっている。浜松町漁業協同組合では、平成18年から底曳網漁業を対象とする技能実習生の受け入れを開始し、本年末までに延べ50名を受け入れ、外国人技能実習制度が定着している。<br>【提案内容】実習期間が現行3年のところ、期間延長を希望する実習生については更に2年延長し、実習期間を最大5年とする制度の緩和を提案。<br>【現状】漁船漁業は非上での実習という特殊性を持つため、天候の影響を受け易く、実習に必要な作業時間を確保するのが難しく、技能実習生の円滑な推進が困難になる可能性があるとの意見がある。また、技能実習の修得に最低約2実習生からは、他船員を指導できる甲種漁業の技能実習生を目指したいとの要望を受けている。<br>【効果】実習期間の延長により、実習計画の進捗が遅れても挽回を持った実習が可能となり、出港を多数経験することで、より実践に即した技術習得が後押できる。また、甲板長並みの技能修得を希望する実習生が更に経験を積むことにより、模国後は指導者として後進の育成を担うことが出来、経済発展の推進に一環寄与することが出来る。<br>【その他】関係省庁が懸念する低賃金労働力としての悪用対策として、漁業中央団体と関係省庁で組織する漁業技能実習制度協議会が、全体の監理体制の強化と支援を図っている。さらに、兵庫県漁業協同組合の実習制度運営用について助言・指導することにより、実習制度の悪用を未然に防ぐ体制が一層強化される。 | C | Ⅲ | 5年への延長を要望する理由が明確でないことから、検討が困難である。天候の影響はどのような実際にもあるものであるし、予測困難であることから、その より多種のパターンで現状に加えて2年もの期間を延長する合理的理由につ 甲種漁業の技能実習生を目指したいとの要望を受けているとのことであるが、漁業実施機関から実習計画の作成を求められるとのことであるが、実習計画の進捗が遅れても挽回を持った実習が可能となり、出港を多数経験することで、より実践に即した技術習得が後押できる。また、甲板長並みの技能修得を希望する実習生が更に経験を積むことにより、模国後は指導者として後進の育成を担うことが出来、経済発展の推進に一環寄与することが出来る。<br>【その他】関係省庁が懸念する低賃金労働力としての悪用対策として、漁業中央団体と関係省庁で組織する漁業技能実習制度協議会が、全体の監理体制の強化と支援を図っている。さらに、兵庫県漁業協同組合の実習制度運営用について助言・指導することにより、実習制度の悪用を未然に防ぐ体制が一層強化される。 | 右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。 | C | Ⅲ | 天候の影響などの実習にもあるとされているが、特に冬期間の船上での実習は、甲種漁業の新要件後に受け入れ実習が同一視できない。また、期間延長の提案は実習生のスキルアップの確保が大きな目的であり、漁船漁業におけるスキルアップを図るには、一当でも多く操業を経験することが効果的であり、技能習得を高める観点に異がある。その結果として、この都度変化する船上の技術環境に対応できる能力が育まれ、スキルアップを成果することが出来る。また、期間延長により、これまで時間的な役割で実現してきた作業を主導的な立場で実習する計画の策定が可能となるため、実習期間の延長が必要である。 | 天候の影響などのような実習にもあるものであるところ、特に冬期間での船上での実習はその影響を強く受けることあるからとして、陸上実習と同一視できない事柄的要素が明確でないことから疑問が残 | 有 | C | Ⅲ | 天候の影響などのような実習にもあるものであるところ、特に冬期間での船上での実習はその影響を強く受けることあるからとして、陸上実習と同一視できない事柄的要素が明確でないことから疑問が残 | 新温泉町、浜坂町漁業協同組合 | 1029000100 | 新温泉町、浜坂町漁業協同組合 | 兵庫県 | 法務省<br>厚生労働省 |
| 090210 | 技能実習制度における漁船漁業の一職種一作業の限制緩和 | 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の法別表第1の2の表の技能実習の項の7の職種1号に掲げる活動の欄の7職種1号から第3号まで、出入国管理及び難民認定法第20条の2第2項の基準を定める省令第1条第17号、第2条第28号 | 技能実習計画は、技能検定等において評価される技能実習に加えて、関連する技能実習を修得することを含めて認められない。<br>なお、技能実習定め一条件不予定する実習計画については、技能実習制度推進事業運営基本方針において、関連する技能実習の修得に当たっ 必時間は、全体の計画時間のおおむね半分以下とすることとなっている。 | 技能実習2号への在留資格の変更については、技能実習第1号の活動による基礎2級の技能検定その他これに準ずる検定又は試験に合格していること、技能実習第2号に応じた活動を技能実習計画に基づき行うことにより更に実践的な技能等を修得しようとする者であることを要件となっている。 | 漁船漁業の中で技能実習が定められている作業として、いか釣り漁業と底曳網漁業が含まれているが、一職種一作業での技能実習に関しが認められていないため、二作業を兼業する漁船においては技能実習を受け入れることが出来ない。<br>（提案内容）漁船漁業で認められている作業を同一漁船で兼業する場合に限り、複数作業の技能実習を認め技能実習を認める。<br>（現状）浜坂町漁業協同組合所属の底曳網漁業を営む1隻操業の内、3隻操業は兼業によりいか釣り漁業を営んでいる。底曳網漁業は月～翌年5月末で稚魚し、6月～8月末で0ヨか月は休漁期として漁具補修作業を行い、9月～翌年3月末までいか釣り漁業を兼業し操業し、11月～翌年5月末で底曳網漁業を営み、6月に稚魚を変更して10月末までいか釣り漁業を営んでいる。そのため、兼業する漁船の底曳網漁業を計画として兼業を営む中入れ作業は、技能実習ができる期間は、1月～翌年3月までの3か月とは、そのうち2か月となり、それ以外の6月～10月までの5か月は、いか釣り漁業漁法のみ兼業が不可能となるため、兼業生の受け入れが出来ない。しかし、底曳網漁業といか釣り漁業の作業定義を比較すると、必須作業、関連作業、周辺作業、使用する機械・設備等の項目は共通するものがある。また、必須作業のうち安全衛生作業、関連作業、周辺作業は同一の内容である。<br>（効果）二つの作業を兼業する漁船を技能実習実施機関として容認できれば、技能実習生の習熟度が広がるとともに、異なる技能を効果的に修得できるため、帰国後に於いて日本で修得した技能を本国で幅広く活用できる。 | E | — | 技能実習制度推進事業運営基本方針は、技能検定等において評価される技能等に加えて、関連する技能等を修得することを技能実習計画に含むことは妨げていない。<br>このため、複数の作業の技能実習を行うことについては、技能検定等において評価される作業と関連があると作業であり、適正な技能実習計画が実施され、帰国後に同様の業務を行うことが担保されるのであれば、可能である。<br>複数の作業の関連性については、技能実習計画や受入機関の技能実習実施体制に基づき個別に判断されるものである。 | 右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。 | E | — | 漁船漁業において底曳網漁業といか釣り漁業を兼業する場合、漁法と対象魚種が異なるため、作業の関連性が認められないと判断していた。回答の前段では関連がある作業で要件を満たせば可能である旨が示され、後段では複数の作業の関連性については個別に判断されるものであると記述されている。ついては、兼業船の底曳網漁業といか釣り漁業の関係の年無について更新を求めます。使用機械・底曳網漁業の技能実習を行う場合、兼業のいか釣り漁業をJITCO編集の「外国人技能実習制度概説」が示す「周辺作業」として実習計画に含めることの適否について見解を求めます。 | 漁船漁業において底曳網漁業といか釣り漁業を兼業する場合、漁法と対象魚種が異なるため、作業の関連性が認められないと判断していた。回答の前段では関連がある作業で要件を満たせば可能である旨が示され、後段では複数の作業の関連性については個別に判断されるものであると記述されている。ついては、兼業船の底曳網漁業といか釣り漁業の関係の年無について更新を求めます。使用機械・底曳網漁業の技能実習を行う場合、兼業のいか釣り漁業をJITCO編集の「外国人技能実習制度概説」が示す「周辺作業」として実習計画に含めることの適否について見解を求めます。 | E | — | 技能実習2号への在留資格の変更を希望する外国人が、技能実習1号の当時に受け、合格した技能検定等に係る技能等そのものに加え、これに関連する技能等をも修得しようとする場合は、入管法第20条の2第2項の基準を定める省令第1条第15号又は第2条第3号の要件の審査において、当該関連する技能等を修得するための活動を行うことが適当か否かにつき、厚生労働大臣が示した「技能実習制度推進事業運営基本方針」を踏まえて、個別に判断することとなる。<br>この点、入管法令及びその他の法令において、一般的に複数の技能実習自体を禁止した定めはなく、底曳網漁業といか釣漁業の関連性を定めるとされた。<br>「外国人技能実習制度概説」に示す周辺作業については、上記の示に基づく推進事業実施機関としてのJITCOが、技能実習制度の利用者の利便を図るため、職種別の専門委員会を設けて検討した結果を「外国人技能実習制度における技能実習計画」として編集しているところであるし、したがって、提案主体の意見にある「底曳網漁業の技能実習を行う場合、兼業のいか釣り漁業をJITCO編集の「外国人技能実習制度概説」が示す「周辺作業」として実習計画に含めることの適否」という質問については、JITCOに直接確認すべき事項であると考える。 | 有 | E | — | 技能実習2号への在留資格の変更を希望する外国人が、技能実習1号の当時に受け、合格した技能検定等に係る技能等そのものに加え、これに関連する技能等をも修得しようとする場合は、入管法第20条の2第2項の基準を定める省令第1条第15号又は第2条第3号の要件の審査において、当該関連する技能等を修得するための活動を行うことが適当か否かにつき、厚生労働大臣が示した「技能実習制度推進事業運営基本方針」を踏まえて、個別に判断することとなる。<br>この点、入管法令及びその他の法令において、一般的に複数の技能実習自体を禁止した定めはなく、底曳網漁業といか釣漁業の関連性を定めるとされた。<br>「外国人技能実習制度概説」に示す周辺作業については、上記の示に基づく推進事業実施機関としてのJITCOが、技能実習制度の利用者の利便を図るため、職種別の専門委員会を設けて検討した結果を「外国人技能実習制度における技能実習計画」として編集しているところであるし、したがって、提案主体の意見にある「底曳網漁業の技能実習を行う場合、兼業のいか釣り漁業をJITCO編集の「外国人技能実習制度概説」が示す「周辺作業」として実習計画に含めることの適否」という質問については、JITCOに直接確認すべき事項であると考える。 | 漁船漁業における技能実習の一職種一作業の限制緩和 | 1029000200 | 新温泉町、浜坂町漁業協同組合 | 兵庫県 | 法務省<br>厚生労働省 |
| 090220 | 都市部の地域医療における「鍼灸療養費」の支給対象疾患の拡大 | 健康保険法第3条（大正11年法律第70号）等 | ○医療保険では、保険医療機関等において医療の現物給付として療養の給付を行うことが原則であるが、それが困難な場合に限り、療養の給付に代えて現金給付としての療養費の支給を行うこととされている。<br>○はり・きゅうの療養費の支給対象となるのは、慢性病であって医師による適当な治療手段のないものとされており、また、「神経痛・リウマチ」などあって現徴疾患については、これら疾病と同一視ちゅうと認められる疾病に限り支給の対象とされている。 | 現行法では、鍼灸に関る「療養費」と、一般診療（療養の給付）との併給は認められないが、薬剤に依らない診療であるとして注目され、統合医療の主力として期待される「鍼灸」の療養費と特薬性を臨み、将来的な療養の給付への算定を視野に入れた提案として、鍼灸に関る療養費の支給と「療養の給付」の併給を可能とする | C | Ⅰ | ○医療保険では、保険医療機関等において医療の現物給付として療養の給付を行うことが原則であるが、それが困難な場合に限り、療養の給付に代えて現金給付としての療養費の支給を行うこととしているが、療養の給付が行われている場合には、はり・きゅうに係る療養費を併せて支給することは認められない。<br>○はり・きゅうの療養費の支給対象となるのは、慢性病であって医師による適当な治療手段のないものとされており、6疾病以外の疾病については、個別事例により、医師による適当な治療方法がないかどうかを判断する必要があることから、ご提案のような通知改正の対応をすることは困難である。 | 右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。 | C | Ⅰ | ○医療保険では、保険医療機関等において医療の現物給付として療養の給付を行うことが原則であるが、それが困難な場合に限り、療養の給付に代えて現金給付としての療養費の支給を行うこととしているが、療養の給付が行われている場合には、はり・きゅうに係る療養費を併せて支給することは認められない。<br>○はり・きゅうの療養費の支給対象となるのは、慢性病であって医師による適当な治療手段のないものとされており、6疾病以外の疾病については、個別事例により、医師による適当な治療方法がないかどうかを判断する必要があることから、ご提案のような通知改正の対応をすることは困難である。 | 本提案は、海外の事例からも医療費削減に寄与することが確実な「薬剤に頼らない医療技術」である「鍼灸」に、療養費支に必要な熟度をもたらすあの提案である。世界的には、鍼灸は既に統合医療の主力と位置づけられ、世界保健機関（WHO）でも標準化作業が進められ、欧米諸国はどんどんエビデンスアイデアを発展し得ていない。世界に誇るべき、我が国独自の鍼灸技法に係る知的財産を守り、発展させる事は、保険医療政策上非常に有意義と考えられるが、それには地域医療における鍼灸活用の機会拡大によるEBMに推進が必須である。本提案は、現行法の若干の疑問によって上記の多大な国益を導く方策である。是非ご検討をお願いしたい。 | 有 | C | Ⅰ | ○我が国の医療保険制度においては、疾病等に対する有効性、安全性等が確立した治療法を保険適用の対象としているところであり、これらは保険医療機関等において療養の給付として現物給付により行われることが原則である。それが困難な場合に限り、療養の給付に代えて現金給付としての療養費の支給を行うこととしているが、療養の給付が行われている場合に療養費を併せて支給することは認められない。<br>○はり・きゅうの療養費の支給対象となるのは、慢性病であって医師による適当な治療手段のないものとされており、6疾病以外の疾病については、個別事例ごとに、医師が適当な治療方法がないかどうかを判断する必要があるため、ご提案のような通知改正の対応をすることは困難である。 | 食べよりC」との回答をいただいたところ、現行制度の説明だけでなくなぜ特定として対応できないのか、具体的に示されたい。また、右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。 | 鍼灸治療の有効性・安全性に関しては、他国における研究では統計的に立証され、費用対効果についても、国際的な基準を提示れは、概ね良好な結果が予測される。統計分析の有意性に関しても、鍼灸に関するRCTのデザインについて世界的に様々な議論がなされており、一定の方向性は示されつつある（補足資料2/25P参照）いずれにせよ、欧米の保険者を主体に実施された研究が、通常医療と鍼灸療養用の組合せ技を様々な疾病に対して示されていることは重視すべきと考える（添付資料1、2参照）。我が国の実情を反映した鍼灸保険用へのビジョンの提示に、当該提案は有用なものとなり得ると考える。再度、精細な御検討をお願いしたい。 | すこやか鍼灸特区 | 1034040100 | 社団法人東京都鍼灸師会 | 東京都 | 厚生労働省 |
| 090230 | 都市部の地域医療における「鍼灸療養費」の支給対象疾患に関する規制緩和 | はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項について（平成16年10月1日保険発第1001002号）<br>はり・きゅう及びマッサージの施術に係る療養費の取扱いについて（昭和42年8月18日保発第32号） | ○医療保険では、保険医療機関等において医療の現物給付として療養の給付を行うことが原則であるが、それが困難な場合に限り、療養の給付に代えて現金給付としての療養費の支給を行うこととしている。<br>○はり・きゅうの療養費の支給対象となるのは、慢性病であって医師による適当な治療手段のないものとされており、また、「神経痛・リウマチ」などあって現徴疾患については、これら疾病と同一視ちゅうと認められる疾病に限り支給の対象とされている。 | 平成16年10月1日保険発第1001002号などにより「鍼灸療養費」の支給対象疾患として現徴化している6疾患（1.神経痛、2.リウマチ、3.頸椎症候群、4.五十肩、5.腰痛症、6.頸椎捻挫後遺症）に、骨粗鬆症、6.頸椎捻挫後遺症に、骨粗鬆症、6.頸椎捻挫後遺症に、骨粗鬆症、6.頸椎捻挫後遺症